

## 令和3（2021）年度当初予算の要求の考え方

2（2020）.10.9

財 政 課

令和3（2021）年度当初予算は、「令和3（2021）年度当初予算編成方針」に基づき、次期行財政改革大綱に掲げる財政健全化の取組を実行しながら、新型コロナウイルス感染症の今後を見据えた施策や、「とちぎ元気発信プラン」に続く次期プラン及び「とちぎ創生<sup>いちご</sup>15戦略（第2期）」に掲げる施策の積極的な推進を図るとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代に求められる新しい行政のあり方についても検討し、的確に対応できるよう編成していく。

各部局においては、県民益の最大化を図る観点から既存施策の成果を検証し、選択と集中の考え方に基づき、主体的に事務事業の見直しを行うことを基本に、別紙「当初予算要求要領」に定めるもののほか、下記の諸点に留意の上、予算要求されたい。

### 記

- 1 各部局の要求額は、別表「要求基準表」に掲げる経費の区分ごとに定める要求基準額の範囲内とすること。
- 2 国庫補助事業、県単独事業を問わず、年間の財政需要のすべてについて検討を加え、通年予算の考え方に基づき要求すること。
- 3 各部局の主体的判断に基づく事務事業の見直しに取り組むという行財政改革大綱の趣旨を踏まえ、自らの判断と責任において、県民ニーズの検証や費用対効果等の観点から、ゼロベースで事業の必要性や優先順位を見極め、事業内容の見直しを行った上で、メリハリのついた要求とすること。  
なお、限られた人員を重要課題に配分できるよう、優先順位の低い事業の廃止を含めた大胆な見直しを行うこと。不十分な場合には、再度の見直しを求めることがある。  
また、職員給与も費用であることに鑑み、増員等を前提とする予算要求は、原則として認めない。
- 4 政策協議において「要求を認める」とされた事業については「知事政策枠」を設定するので、別途指示するところにより要求すること。

5 新しい行政のあり方等を含め、次期行財政改革大綱に盛り込まれる取組項目については、改革効果が早期に発現するよう積極的に対応すること。

なお、人件費の削減など歳出削減につながる事業又は新たな歳入確保に結びつく事業に係る要求については、別途協議に応じることとしていること。

6 新型コロナウイルス感染症への対応については、今後の状況が不透明なことから、必要となる経費について要求すること。

なお、事業の予算化については、国の地方財政対策の状況等を踏まえ、予算編成過程で検討するとともに、速やかな対応が必要な場合は、令和2（2020）年度の補正予算への前倒しも検討することとしていること。

7 デジタルマーケティング事業等については、「令和3（2021）年度当初予算要求におけるデジタルマーケティング事業等の取扱いについて（通知）」（令和2（2020）年7月9日付けデジタル戦略室長・財政課長通知）に基づき要求すること。

また、広報・PR事業等については、新しい生活様式への移行等を踏まえ、可能な限りデジタル化を検討すること。なお、広報・PR事業費等については、別途把握する予定であること。

8 国の予算要求の状況を的確に把握し、必要に応じ要求に反映させること。

特に、新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費について、国は、別途、所要の要望を行うことができることとしていることから、情報収集に万全を期すこと。

なお、国の予算編成や地方財政対策等によっては、予算編成作業の弾力的対応が必要となるので留意すること。

9 「栃木県庁働き方改革プロジェクト」の一環として、予算編成に関する各部局の裁量拡大など、内部意思決定プロセスの効率化を図っていることから、この趣旨を十分理解の上、事務事業の更なる見直しや編成事務の効率化に努めること。